

会 議 録

会 議 の 名 称	第3回枚方市事務事業効果測定指標評価員会議
開 催 日 時	令和2年10月12日(月) 午前10時00分～午後0時08分
開 催 場 所	WEB会議(枚方市役所別館4階 特別会議室)
出 席 者 (参 加 委 員)	山谷清志評価員、掛谷純子評価員、上森太一郎評価員
欠 席 者	—
案 件 名	1. 所管課ヒアリングについて 2. その他
提出された資料等の 名 称	次第 資料1 ヒアリングの流れについて 資料2 ヒアリングの時間割 資料3 個別事務事業評価シート
決 定 事 項	所管課ヒアリングを実施した。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	0人
所 管 部 署 (事 務 局)	総合政策部 行革推進課

審 議 内 容

開 会

○事務局 それでは、ただいまから評価員会議、皆さんにインタビュー、ヒアリングを始めさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

○座長 ただいまから、第3回枚方市事務事業効果測定指標評価員会議を開会いたします。

 それでは、早速ヒアリングを始めたいと思いますので、以降のヒアリングの進行については、事務局にお願いいたします。

案件1 所管課ヒアリングについて

<子ども青少年政策課>

○事務局 それでは、早速でございますが、ヒアリングを始めたいと思います。

 所管課につきましては、10分以内に対象事業の概要等についてのご説明をお願いいたします。

 その後、評価員より質疑がございますので、回答をお願いいたします。

 それでは、よろしくお願いいたします。

○所管課 それでは、まず、資料の内容につきまして、説明させていただきます。座ってご説明させていただきます。

 当課で行っております結婚等新生活支援補助金の幾つかの要件を満たす新婚ご夫婦に対して、30万円を上限に、金銭的な補助を行う事業となります。今年度の要件といたしましては、令和2年の4月1日から令和3年の3月31日の間にご入籍をされており、ご夫婦の人たちが合算で400万円未満であり、住民票が枚方にある方々ということになります。そのほか、資料の裏に載っています細かな条件等々がございます。

 次に、補助金の対象となる地域につきまして、住宅をご購入された場合は、建物部分のみの取得費用、賃貸の方につきましては、お家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料の5点のみが対象となります。また、引っ越し業者や運送業者を使われてお引っ越しをされた場合は、この費用が対象になります。

 続きまして、お申し込みの手続きにつきまして、まず第一に、窓口またはお電話にてお問合せをいただいた際に、事業の内容をご説明いたします。窓口では、事前に要件等を満たしているかを、書類をご持参いただいた方には確認し、その時点で要件を満たしていない方にはお申し込みいただけない旨をご確認させていただいております。基本的に、事前相談があった上でお申し込みをいただいておりますので、対象外の方がお申し込みの段階にまで至ることはめったにございません。お申し込みいただく書類の審査を経て、補助金の交付となります。

簡単ではございますが、事業の概要につきましては、以上となります。

続きまして、事業対象等について、ご説明をいたします。

事務事業評価シートの方をご覧いただきたいんですけども、アウトカム指標を設定した経緯というか、流れをご説明したいんですけども、まず、この事業のメインターゲットとしましては、この対象者である婚姻といった形になっている新婚生活を送る40歳未満の新婚世帯などがメインターゲットとしております。

そして、ターゲットが抱える課題なんですけれども、やはり結婚するとお金がかかってしまう、経済的な負担がかかってしまうで、なかなか結婚に踏み出せない、こういうような課題があるというふうに考えております。

そこで、この課題に対して、解決した状態、目指すべき姿、あるべき姿というのが、この経済的な負担が軽減されて、結婚等に踏み出すことができるというような状態が、目指すべき姿、あるべき姿というふうに考えておまして、ロジックモデルのアウトカム結婚等に伴う経済的な負担が軽減されると、これに対する指標としまして、窓口で補助金の申請をしていただいたときに、アンケートをとっています。このアンケートの中で、質問の中に、この事業があなたたちの結婚新生活に伴っている経済的負担の軽減に役立っていますかという質問があります。この質問の中で、「とても役立っている」というものと、「ある程度役立った」「あまり役立たなかった」「全く役立たなかった」と、この四つの選択肢がございまして、全てのアンケートを回答してくれた人たちの中で、「とても役立った」「ある程度役立った」と答えていただいた方の割合、これを指標の数値として設定させていただいておまして、皆さんがとても役立った、ある程度役立ったと答えていただいているように取り組んでいきたいと考えており、100%という目標を設定させていただいております。

以上です。

○事務局 それでは、評価員の先生方に、ご質問、ご意見等々ありましたら、お願いしたいと思います。

○A委員 結婚してないとだめなんですか。

○所管課 結婚等という等の中には、パートナーシップの方々も入っております。パートナーシップの申請書を応募申請した方、その方も対象に指定しております。

○B委員 今の続きになるかもしれないんですが、この事業について施策でいうと、どういうことが最終的な目標になってくるのでしょうか。

○所管課 こちらのほうは、国の施策として進めておられまして、定住促進であるとか、少子化対策というような部分が、目的、最終的な成果の見え方としてございます。この4月から、さらにその施策を進めるということで、要件緩和がなされています。実際のところで言いますと、これを実施している自治体がちょっと少ないということですが、国もこういう目的でされているということです。

OB 委員 1点お聞きしたいんですが、アウトカムの指標で、今、お考えいただいているのが、本事業が、結婚新生活に伴う経済的不安のツールに役立ったと。その中に、「ある程度役立った」以上が、100%ということなんですが、個人的な意見なんですけれども、こういう聞き方で「役立たなかった」という回答が出てくるのかなと思ったんですが。

○所管課 確かに、令和元年度で言いますと、100%だったんですけど、今回の令和2年度にアンケートをとってる中で、既に「とても役立った」「ある程度役立った」以外の「あまり役立たなかった」を選んでいる人も出てきまして、この令和2年度で言いますと、100%にはいかないと思います。

補足させていただきますと、このアンケートは国のほうが示されたものになっております。実はここには示してないんですけれども、このアンケート以外で、やはりこの事業の効果が出てくるのかどうかということで、実はもう、4月ごろからちょっと検討を始めておりまして、事業効果の検証として、29年度から令和元年度までの3か年で、世帯に対して、改めてアンケートをとらせていただく中で、「枚方に住んでよかった」というような項目を設けたり、「枚方についての、こういうところが不満だ」というような項目を設ける中で、この事業の効果検証をしていこうということで、今、もう郵送もしたところなんですけれども、基本的には、個人情報、プライバシーの関係がありますので、ダイレクトにシステムで調べたりとか、いわゆるご夫婦のみなのか、もしくは子どもさんがおられるのか、親御さんと同居されてるのかということの部分も含めて、まず、枚方市に在住されているのかどうかということ、アンケートを出すことによって、一定確認する。もしくは、世帯構成についても、そのアンケートの中で、ダイレクトには聞けないけれど、国のほうが少子化対策と言っている中で、そういうことについての確認するというので、今、進めていると思います。

OB 委員 この事業自体っていうのを考えると、「経済的負担を解消してくれるような補助金があるから、枚方市に住んだんだ」という方がね、どれぐらいいるのかなと、思ったんですけれどもいかがでしょうか。

○所管課 そうですね。先ほど申し上げました補助金を、交付、申請いただいたときにとっているアンケートの中で、直接そのものの回答はないんですけれども、「枚方市以外で居住を検討した地域がありますか」という質問がありまして、そのうち、「枚方市以外も、いろいろな市を検討した」という方が何人かおられて、そのうち、「この補助金が、枚方市に住む理由の一つとなりましたか」という質問ございますので、それで「はい」と答えていただいた方が、前回の20%、この補助金があるから、枚方を選んだというのは、5人に1人いるという、こういう結果が、アンケートからは出ております。

あわせてなんですけれども、転入について、令和元年度の実績を言いますと、市内転居が38件ということで、27%。で、一方が転入という方が36%、両方が転入という方が37%で、7割の方が、転入ということで、枚方のほうにお住まいにいただいております。

OB 委員 わかりました。ありがとうございます。

OA 委員 資料のコピー、いただけませんか。あとでいいんで。

○所管課 わかりました。

OC 委員 それでは、この145件のうち、どれぐらいの割合の方が、ここで使われているのか、その辺については、どういうふうにお分かりになりますか。

○所管課 大体、枚方市で2400件前後なんですけれども、今、結婚新生活につきましては、所得の要件や年齢の制限がございますので、実際、145件という結果になってまして。

OA 委員 シンプルなイメージとしては、他の自治体から枚方に移ってきてほしいと、若い人たちに。できれば、そこで枚方で子どもを産んでほしいと、こういう話なんですね。

○所管課 はい。プラス、他府県に行かずに枚方でとどまっていたいただきたいと思います。

OA 委員 似たような施策を事業をやっている自治体というのは、調べられましたか。

○所管課 今自治体で1,100ほど自治体あると思うんですけれども、この制度で使っていただいているのは、281自治体で、25%ですね。で、これ3か年たったんですけれども、先ほども言いましたように、前の4月からも、収入要件を緩和して拡大をというような意見が、新聞報道で出ております。ただ、コロナが発生したということで、一時ずっとこの4月なんですけど、なるのかなっていうことを見極めてたんですけれども、新聞報道でご存知のとおり、60万倍増ということで、補助金額を拡充しているということと、それから枚方市の後追いつて言ったら何なんですけど、年齢要件と所得要件も、国は枚方市と同じような形で、その要件緩和をされているという現状です。

令和2年度で言いますと、北河内でこの制度をやっているのは、枚方市だけ。あと、大阪府内でもやっているのは、南のほうの地域で。

OA 委員 河内長野とかですかね。

○所管課 確かその辺です。

OA 委員 そうすると、取り合いになってくるわけですね。

○所管課 そうですね。

○OA 委員 この取り合いの中で、有効性があったかどうかというのは、やっぱり個別にこう聞いてみるしかないんでしょうね。

○所管課 そうですね。先ほども申し上げましたけれども、アンケートの中に、枚方市、3年の方、2年の方、1年の方、提出される方がおられるんですけど、とどまっているという中では、「どういった点が、枚方の魅力を感じますか」とか、もしくは「どういった点が不満ですか」というような項目を、かなりたくさん項目はあるんですけどね。それで、例えば「枚方は子育てが充実してますよ」とか、もしくは「高齢者大丈夫ですよ」とかというところであったり、文化であったり、自然であったりとかっていうような項目の中で、3か年、例えば大体予算も不満なところも出てくるかなというところで、そういうアンケートを先般、出させていただいたもので。

○OA 委員 この事業を始めて何年目なんですか。

○所管課 26年度から始まって、4年目です。

○OA 委員 4年目になりますか。その4年前と今との比較というのは、全然してない。これがないときに、枚方に、結婚して移住してお子さんもうけられた。これが制度ができてから、それがどれだけこう、うまくいってるかという、この辺はわからないですか。

○所管課 ちょっと従前に、こういうアンケートというか、学区とかでアンケートをとったりしているときは、新婚世帯に限らず、ある程度ばらけた形で結果が出てるので、ちょっと比較のほうに難しいかなと。

○OA 委員 この事業をやろうというのは誰かが言い出したんですか。例えば市長さんとか。

○所管課 そうです。市長の公約ですね。市長が公約して、所信表明や、市政運営方針のほうにも記載しています。

いわゆる他市と比べて魅力のあるまちということで、定住促進や少子化対策っていうのは、常々、いろんな施策に絡めておっしゃっておられますので、まさにこの結婚等の支援をすることで、枚方市に魅力を感じて住んでもらう。またとどまってもらうっていうようなところの部分を含めると、一定の効果が見られる可能性はあるんじゃないかと考えています。

ただ、先ほど言いましたように、実施している自治体が少ないというところも、一つの大きい要因もあるかとは思いますが。今、国が拡充したことで、手を挙げる自治体が、都道府県を通じて申請がされる時期なんですけど、中核市レベルなど、各市町村から本市に結構問い合わせがあります。

○OA 委員 今おっしゃったのは、この府の支出金が、この1,755万円というのがある

んですけど、これは、府を通じて国なんですか。

○所管課 そうです。国負担が2分の1、市負担が2分の1です。今、国の制度が明らかにはなっていないんですけど、新聞報道では、場合によっては、事業を拡充みたいな形で、3分の2みたいなことも出されてます。まだその詳細は明らかにはなっていません。

○A委員 そうすると、国は2分の1から3分の2に増やした場合には、当然予算増えますよね。ということは、そういう転入してくる新婚家庭、直接増えるものですかね。予算が増えたら増える。

○所管課 基本的に所得で決まっているので、400万円未満で言いますと、年収が540万ぐらいかなと思うんですけど、仮に非課税世帯の場合に、一番最小で156万、所得で90万ぐらいなんですけど、そうした方々も3割ぐらいはおられますので、今後、もう少し収入がある仕事に就かれたり、上がっていったりすると、税で言いますと、例えば個人住民税ですよ。個人市民税とかが入ってくるということと言うと、通年すれば、決してマイナス要因ばかりでは、出ていくばかりではない。一定そこそこの所得がある方については、税金を納めていただいて、かつ消費とか、いろんなことを通じて、マイナスばかりではないというふうには考えております。

○A委員 わざわざその下限、所得の下限を設ける必要はないわけですね。

○所管課 そうです。1月1日現在での個人住民市民税とかがゼロの方、その時点で仕事がちよっと足りてない方でゼロっていう方はおられますので、その方がある程度の収入のあるお仕事に就かれれば、非課税世帯ではなくて、単なる低収入であったりとか、収入ということにつながってくるので、これも一定、マイナスではない。長く務めていただければ、それだけ税のほうも入ってくるという部分、いわゆる定住促進であるとか、少子化対策というのは、そういう側面の部分ももって、定住促進と言われるところもあるかと思えますけれども。

○C委員 そのアウトカムに関して、よりダイレクトに今回の事業の効果を見ようと思ったら、この事業をやっていない市町村との比較400万ぐらいの所得の方に関しては、結婚に至ったかっていう割合、人口比になるのかは分かりませんが、それを比較することによって、どれぐらい枚方市さんのほうで、施策の効果があつたのかというのは捉えられかなと思うんですけど、そういうものっていうのは、測定していないものですか。

○所管課 先ほど申しあげましたけど、元年度の事例なんですけれども、145件、この申請なされた中で、両方が転入という方が、今37%あって、一方の方が転入というのが、53件で36%、7割の方が転入ということと言うと、いわゆる効果として見てもいいんじゃないかなというふうには思っています。枚方に住むか、寝屋川に住むか、「家賃補助が出るよ」「30万上限ですよ」と言った中で、インセンティブが働いている可能性は

十分あると思いましたがけれども、逆だったというアンケート結果も出てました。今、国のほうで条件が変わるといっても聞いてましたんで、単年、単年ということだと、こういう指標になってしまったんですけど、3か年をとって、動向を確認しようということ、進めているところです。

○OA 委員 この辺では、意識して競争相手みたいな、寝屋川市の他にどこがありますか。

○所管課 交野市ですね。問い合わせはありましたけど、実際、来年度やられるのかどうかはわかりません。

○OC 委員 申請は今回145件だったので、コスト的には、6000万ぐらいですがこの制度を知ってる方が2400件全体でおられるというのがありましたけど、そのうち要件を満たす方がたくさん申請された場合に、予算的にはどうなるのでしょうか。

○所管課 受ける件数については、今までは何件までっていうのは設定はしてなかったかと思うんですけども、コロナ禍の中で、ご存知のように財政が逼迫している中で言うと、市の出る部分についてどこまで引き上げられるものなのかどうかっていうのは、やはり市長、総合政策部でご判断いただかないとということですが、私どもとしては、でき得る限り件数を増やしたいなというふうには考えているので、ここは市として判断のところかと思います。

○OA 委員 先ほどの質問の趣旨って、想定したよりも多く申請があった場合にそれでも補助するのかということではないでしょうか。

○所管課 想定しているよりも多く申請があった場合に、いわゆる補正で計上してするのかどうかっていうところは、所管課だけでは答えられないところです。

○OA 委員 要するに、予算上限まで申請があったら、それ以降は申請を受けつけないということはある話ですか。

○所管課 申込書のほうにも、記載しているんですけども、予算の限りでっていうことで、申請に来られた方々にも、予算の限りになってますんでお早めというようなアナウンスはさせていただいております。ただ、29年度からやっていますが、予算を上回ってということは今までにありません。ただ、他市の事例を見ると、何十人という申請があるようです。今のところ、本市では、それが起こっていませんけど、これから起こってくるかもしれません。

あともう一点が、この制度が、「30万、はいどうぞ」ということではなくて、年度が始まって、年度の終わりまでの間で、「家賃、払いましたよ」例えば「家、建てましたよ」っていうようなことについてはっきりわかる証明書をつけていただいて出すものなので、「これから1年住むねん。30万、じゃあ補助もらえるの」っていうんじゃないんで、年度末の

ほうがより満額に近いような形では受け取れたりするというのもあって、年度当初はちょっと少ない可能性はあります。

○OA委員 なるほど、わかりました。

○事務局 すみません、そろそろお時間がきましたので、一旦、ヒアリングはこれで終了したいと思います。

また追加の質問や、追加の資料の提出の依頼がありましたら、事務局より所管課にお知らせいたしますので、ご対応のほどよろしく願いいたしたいと思います。

(所管課退室)

(所管課入室)

<私立保育幼稚園課>

○事務局 引き続きまして、ヒアリングを続けさせていただきたいと思います。

所管課につきましては、初めに、出席者の紹介を含めて、10分以内に対象事務事業の概要等についてのご説明をお願いします。

その後、評価員より質疑がありますので、ご回答をお願いいたします。

それでは、よろしく願いいたします。

○所管課 私立保育所等機能充実補助事業なんですけれども、保育所運営につきましては、法定価格といたしまして、国が定めた3か年分につきましては、別途給付費という形でお支払いしているものがございます。それに加えまして、さらに保育所運営をより充実させていただくために、補助金として、法定価格から外れた分について配られているのが、この補助金ということで、ご理解いただけるかと思います。

この事業明細なんですけれども、中に、たくさん項目がございまして、この補助項目について、ご説明をさせていただきます。

補助項目は現在9項目ございまして、それをこの資料に落としております。タイトルは私立保育所こども子育て支援事業補助金ということで、一番左に補助項目、その隣に説明文書をつけておりまして、一番右上が財源ということで、市単独でしているものか、国の交付金等なのかということを示しております。網掛けについては、市単独以外に関するものになっているものでございます。

それでは、一番上の嘱託医手当加算についてなんですけれども、私ども保育所につきましては、嘱託員等を配置していただきまして、児童の健康診断の内科検診等を実施していただいております。こちらにかかる経費を補助を実施しております。市単独となっております。これにつきましては、全園で実施していただいております。運営費補助につきましては、保育費用の控除額を超えた保育士や事務経費で、その基準が1歳児6人に対して保育士一人を配置しているんですけれども、本市につきましては、独自の基準をもっておりまして、1歳児5人に対して一人保育士を配置するというので、きめ細やかな保育を提供しているということで、ここにかかる人件費等について補助をしております。これにつき

ましても、市単独ということで、こちらについても、全園実施していただいております。

その下ですが、病児保育ということで、2段に分かれております上段が病児保育事業補助ということで、保育中に体調不良となったお子さんを保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応をするということで、こちらにつきましても、看護師の配置が必須となっております、こちら全園に実施していただきたいんですけれども、看護師の配置ということで、なかなかハードルが高いということをお聞きしております。大体半分ぐらいの園が実施していただいております。また、これについては国と府から3分の1ずつ補助があるようになっております。

同じく病児保育の下段なんですけれども、環境改善事業ということで、病児保育を事業を始めるにあたって、この対象ベースということで、これは、一施設1回限定となっております、これについても国の3分の1の補助があるようになっております。

4番目、障害児保育補助ということで、これは従来の障害児補助なんですけれども、障害児保育を実施する場合に必要な配慮を要するお子さんに対して、加配の保育士が入っていただいた場合の人件費、これは市単独となっております、これも全園で実施というふうになっております。同じく障害児保育補助の関連がある事業についてなんですけれども、配慮を要求されるお子さんを受け入れるための配当、環境改善に資する行為であったり、そういった備品とかの購入等に際した補助となっております。国が3分の1に現在充たっております、これが大体、半分ぐらいの施設が実施していただいております。障害児を受け入れさせていただくにあたって、オプション指定のあるものに変えたりですとか、コロナ禍対応といった感染対応もしていただく場合に補助を実施しております。

5番目です。延長保育事業費補助ということで、保育施設につきましては、朝の7時から夕方18時まで、11時間の開所をお願いしているんですけれども、18時以降の保育を実施するための保育費とか人件費ということで、これにつきましては、3,000円となっております。

6番目の退所時間推進補助なんですけれども、11時間開所を行うために、朝であったり夕方の手薄な時間帯にこのチェックを開始するための人件費ということで、市単独、これもほぼ全園実施しております。

7番目、食物アレルギー対策費補助ということで、今現在、食物アレルギーをおもちのお子さんが大変増えております。保育所が給食を提供しているんですけれども、ここでの除去食の対応に、加配の料理を配付していただいた場合の補助を出しております。市単独で、これもほぼ全園実施していただいております。

その下、夜間保育事業費補助金なんですけれども、枚方市内に夜間保育を実施していただいている施設がございまして、そこに対する実施の補助金制度ということで、市単独で利用を実施しております。

10番目、地域子育て支援補助ですけれども、在宅でお子さんを受け入れておられる方、最近子育て相談だったり、ちょっとした絵本のプレゼント、地域の子育て支援にかかる経費になっておまして、これも全園で実施されております。今の9項目、説明させていただいたんですけれども、こういった9項目挙げさせていただいております、こういった内容で、計画的に事業を実施しております。

これをまとめたのが、今回、対象としていただいております私立保育所等機能充実補助

事業となっております。

事務概要については以上です。

○事務局 それでは、ご質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

○OA委員 ご説明ありがとうございます。よく分かりました。

二つ質問がありまして、一つは、この補助事業というのは、いつごろから始まったのかというのが知りたい。これが一つ目です。

それから二つ目ですけれども、これは何年か前から、2017年度からとか書かれてますけれども、いわゆる平時の、平時の補助事業ですよ。今回、コロナになったら、これが、このとおりいくのかどうかですね。そこをちょっとお尋ねしたいという、この2点です。

○所管課 補助項目につきましては、いつごろからという資料を持ち合わせてないんですけれども、状況に応じて、例えば内容を見直したりというのは随時やっております。例えば具体的に申し上げますと、食物アレルギー対策費補助については、アレルギーの方が増えてきたということで、補助要件などを見直したりしております。そういった具合に、その状況に合わせて常に見直していている補助金ではございます。

あと、コロナの影響なんですけれども、保育所につきましては、コロナの流行をうけて、臨時休校等あったんですけれども、そのときにつきましても、原則休園とさせていただきますので、どうしても保育が必要な方につきましては預かっていたということもありますので、通常よりは何人か人数は減っているんですけれども、運営はさせていただいてましたので、一定それらの補助金については、ニーズに基づくところもございしますが、全て受けているかとは思いますが。

○OA委員 今のお話で、もう一点、追加の質問なんですけれども、やってらっしゃる保育士の方々も、かなり大変だったんじゃないんですか。そういう、手配は簡単というか、まあ難しかったんでしょうけども、まあまあできたということなんですか。

○所管課 そうですね。国のほうからは、保育士自体に小さいお子さんもおられて、保育園や、学校がしまっていて保育園で勤務できないとかっていったことも、もちろん当然ありますので、そういった場合は、国が求める基準を例えば割り込んだとしても、特に減算はなく、お支払いしてもいいですよという通知は、もちろん安全面には十分配慮しないとだめなんですけれども、国からの通知が出ておりましたが、これの件については、何とかシフトとかやりくりいただきまして、特に基準を割ったような運営をされたところはないというふうなところですよ。

○OA委員 シフトでやりくりできるっていうことは、枚方市内って結構キャパが大きいんですかね。つまり、1個2個しかない、シフトでやりくりできないでしょうけど、数があれば何とかシフトでということでしょうか。

○事務局　そうですね。あとはふだんは非常勤の方に、常勤というか長い間、出ていただいたりとか、園の中とか法人の中でやりくりをされたというふうにも聞いております。

○OA委員　そうですか。わかりました。ありがとうございました。

○OB委員　私も2点あるんですけども、まず、アウトプットの指標に関してなんですけれども、各保育施設の補助金メニューの実施割合とあるんですけど、これ実施割合っていうのは、分母が何で分子が何になるのかを教えてくださいたいのと、あともう一つ、アウトカムのところ、今、その指標としてされているのが、公私立施設認定事業者数のうち、私立施設の認定事業者数の割合とあるんですけども、こうなってしまうと、公立のほうが例えば下がればアップするということになってしまうんですね。これに関して、何か例えば国の財源を使っているもので報告する指標の中で使えそうなものがないのか、そのあたりを教えてくださいたいんですけども。

○所管課　おっしゃるとおりでして、もともとこの指標をつくる時に、ここの比率の児童数の割合というところをもってきたのは、民間によって、さっきおっしゃっていただいたとおり、給付費等でお支払いするときに対して、国府から負担金が入ってまいりますので、運営費としましては、一人当たり93万5,000円、年間かかる公費でございます。ですので、行財政改革の観点から民間の逆に入所する方が増えるいいというようなアウトカムを持ってきてはいるんですけども、それがその機能充実といった面でのアウトカムになっているかという、私どもこれを上げていただいたときに、もう一度見直しましたら、やはり課題があるなというふうには認識しておりますので、もし、何か逆にご意見、アドバイスいただければ、積極的に見直すようにしたいなと思っております。

○OB委員　そしたら例えば、今、私立の保育所で、定員に対してのこの入所割合というのは、100%なんですか。

○所管課　はい、公立も私立も、どちらについても、大体110%程度で見えております。

○OB委員　あと一つ、続きをお願いします。

○所管課　先ほどの実施割合なんですけれども、やはり補助金メニューを全て実施していただきたいというのが、所管課としての思いがあるんですけども、先ほど申し上げましたように、常勤の看護師が最初求められてるものとかですね、なかなか看護師がどこも不足しておりますので、配置ができていないというのがあります。そこについては、積極的に配置していただくような何か施策をつくっていかないといけないなというところで、ここにはないんですけども、市単独の人件費の補助とかというのを申請しているところではあります。

OB 委員　そうすると、この実施割合っていうのは、要は、各保育所が、そのメニューをもてるかどうかっていうところを見る指標だということなんですね。

○所管課　はい、今のところは、そうなんです。夜間保育所につきましては、一施設のみで、需要に対しての供給量としては、今、足りてると思っております。ですので、ここは分母は、全部の施設ではなくて、1分の1でいけるかなというふうに思いますので、各事業ごとに、やっぱり分母分子ときちんともって管理しないとイケないかなと思っております。

OB 委員　ありがとうございます。

OC 委員　ちょっと今の話に関連して、これは全体で14億の経費がかかっている、メニューとしては大きく9つあるわけですが、これに対する1本のアウトプットとかアウトカムとか入れているんですけども、それぞれちょっと事業が違う中で、ここで絞って実施しているのは、この辺、どうだったのかと思って。

事業の固まりっていうのは、これは別に所管課のほうで決められているわけじゃないんでしょうか。もっと細分させて、それぞれにフィットするような事業というものを設定するという部分は、あり得るのかなということなんです。

○所管課　補助金要綱としては1本になってまして、今、現状としてはこれ1本でさせてはいただいておりますが、やはりおっしゃっていただいたとおり、それぞれ項目によって、インプット、アウトプット、アウトカムとか違ってきて、当然なのかなというふうには思っています。

OC 委員　1ページ目の事業概要の下のほうの、具体的な今後の取り組み方策という項目で補助内容の整理を行っていくとあります。そこで検討していこうと思ったら、それぞれの事業に、どれぐらい配置とかして、また指標的に見てうまくいっている、いっていないところがあって、それをベースにして見た時に、例えばこの7番はもうちょっと規模をおさえようとか、そういうふうな話の取っかかりになるのかなと思って、そういう意味でいくと、この事業単位というのは、これでいいのかどうかについて、検討いただければいいかなと思います。

OA 委員　今は9つのメニューがありますけど、これもっと増えるということもあるわけですね。

○所管課　それはございます。

OA 委員　補助金要綱には何て書いているんですか。保育の充実とか、待機児童減らすとか。

○所管課　　そうですね、保育内容及び地域におけるその徹底、サービスの充実を図ることとするという、もう本当に大きなくりで、国のは目的とされておりますね。

○A 委員　　そうすると、何か分からないですね。逆にそれは現場の方々は一生涯懸命に努力されてそこは従事しようと思ってるけど、市民にとっては、何を書いているのかさっぱり分からないことになるのかもしれないですね。

枚方で待機児童が多いので、それを解消するために、頑張ってますよと、そういう感じで言ってもらえると、すごくわかりやすいので、そうすると指標も入れやすいですよ。待機児童がどれだけ減ってるかとか。あるいは、病気の児童もちゃんと受け入れる保育施設をつくってますよ。そのためにこれをやっていますよ。また、病気の児童を受け入れる人数とか全部示せるといいんですけど。

例えば、寝屋川市とかと比べたら、枚方の保育はすごくいいですよってことを書けると分かりやすいと思います。さきほど、結婚等新生活支援事業のヒアリングを行ってたんですが、それと連携することも考えられるんじゃないでしょうか。

○所管課　　そうですね、定住促進ですね。若い方に来ていただいといるところであれば、せっかく来ても、保育所に入れなかったら来られませんので、その辺の横の連携というのは、意識して通じていかないといけない気がします。

○B 委員　　メニューがたくさんあるということで、今、この中で、先ほどちょっとお聞きしたアウトプットで実施割合が今59%ぐらいになっているんですかね。そういうことは、多分、ここは本当はもっとやってほしいというメニューがあると思うんですが、それはどれでしょうか。

○所管課　　病児保育につきましては、やはり例年、保育士や看護師を配置していただいた上でやっていただきたいというのがあるんですが、保育士と、医療での看護師が入っていくといったところを皆さん苦勞されております。

コロナ禍ですので、例えば、園の消毒は、専門的な立場からアドバイスをいただいて、保育所運営をしていただきたいので、この病児保育についても、来ていただけるようにと思ってはいるんですが、看護師の配置が、今、国の制度として求めておられますので、恐らくほかに行かれていますのかなと思います。

○所管課　　看護師に聞くと、勤務の病院とかでしたら、シフトの3交代というのが現実的にあると思うので、それだったら保育所は開いてる時間帯のみになりますので、この辺の方をターゲットに募集をかけて、採用のほうは各園さん頑張っているんですけど、なかなかうまくいかないです。ずっと21人ぐらいでやっておりますが。

○A 委員　　担当の方々から見ているらっしゃって、ここが足りない。あるいはここがうまくいっているみたいなのありますか。特に、ほかの寝屋川とかと比較して。

○所管課 保育所が、同じ法人で他市でも保育施設をお持ちの方がおっしゃられるのは、まずは保育、枚方の補助金というのは、やはりすごく充実しているというお声を聞きますので、寝屋川市というか、他市よりも、メニューは充実しているのかなと思っています。

国では、延長保育というものについては、もともと先ほど申し上げたように、開所時間は夜6時までなんですけど、枚方は6時から7時の1時間は、絶対に利用者には、利用負担を求めないでほしいと言ってますので、どこの施設であっても7時までは、補助は保育の利用する方に限るんですけども、利用いただけるような制度としております。なかなか6時に帰ってこようと思うと難しいので、安心して仕事を終えて帰って行っていただけるようにという思いです。

○事務局 事務局から確認ですけど、B委員がおっしゃられた、国なりへの報告のときの指標はないということですね。

○所管課 はい。

○事務局 よろしいでしょうか。では、質問も出尽くしたようですので、これで、ヒアリングのほうを終了させていただきたいと思います。

なお、追加の質問や資料の提出の依頼がありましたら、事務局から所管課へお知らせをいたしますので、対応についてはお願いしたいと思います。

(所管課退室)

○事務局 それでは、11時5分まで、この時間、ちょっと休憩させていただきます。

(休憩)

(所管課入室)

< 建築安全課 >

○事務局 それでは、ヒアリングを始めさせていただきたいと思います。

所管課は、10分以内で対象の事業の概要等についての説明をお願いいたします。

その後、評価員より質疑がございますので、回答をよろしくお願いたします。

それでは、よろしくお願いたします。

○所管課 それでは、当課のヒアリング対象になっております防災指導事業について、説明させていただきます。

まず、この事業対象のメインターゲットでございますが、不特定多数の方が利用する建築物等の所有者、管理者としております。そのターゲットが抱える課題としましては、建築物等の適正な維持管理の重要性を十分に理解していないということです。

目指すべき姿、あるべき姿につきましては、法定点検の適切な実施により、建築物等の安全性が確保され、建築物等の利用者等の制ご、健康及び財産の保護が図られているとい

うことと、建築物の設備の事故再発や類似事故防止のための情報が生かされ、安全性が担保されているということとしております。

次に、事業概要ですが、一つ目が、建築基準法の規定に基づきまして、特定建築物及び建築設備等の所有者または管理者が不定期に有資格者に、調査や検査を依頼し、報告することとなる定期報告の受け付け、またその報告に基づく適正管理の指導、そして大阪府条例であります大阪府建築物に附属する特定の設備等の安全確保に関する条例に基づき、エレベーターやエスカレーターなどの特定設備におきまして、事故が発生した場合、その管理者等から提出される届け出書の受理等に関する取り組みでございます。

次に、当課の当初案と最終案で、インプット及びアウトプットの指標の目標が一致していない理由でございますが、評価シートのロジック番号①ですが、当初案では、インプット指標の目標値につきましては、令和元年度の実績から、特定建築物への定期報告案内件数としておりましたが、年度ごとに報告対象となる建築物の用途が異なる上、建築物の新設や除去、使用停止などによっても対象数が変化するため、目標値の設定は困難であることから、設定不能としたものでございます。

アウトプット指標につきましては、定期報告の当該年度に、対象建築物の数を把握できるため、当初案の報告受理件数ではなくて、報告対象建築物に対する報告受理件数の割合となる報告率に変更したものでございます。

続きまして、評価シートの2ページ目でございますが、ロジック番号②のインプットとアウトプット指標の目標値についてですが、当初案では、建築物に設置されたエレベーターやエスカレーターなどの特定設備におきまして、事故が発生した場合、その管理者等から提出される届出書の受理件数としておりましたが、事故の件数を目標値として設定するものではないと考えまして、インプットとアウトプットの指標ともに設定不能に変更したものでございます。

以上が、事業の概要説明になります。よろしく願いいたします。

○事務局 そうでしたら、質問あれば、順次お願いしたいと思います。

○OB委員 事業概要に記載されていることが三つあると思うんですが、その最初の二つが、このロジック番号の1番で、最後の一つが2番ということで、よろしいでしょうか。

○所管課 はい。

○OB委員 そうすると、例えばその1番に関しては、地域報告の部分と指導の実施というのがあると思うのですが、例えばこの指導が、これどれぐらいだったとかっていうのを、このロジックモデルの中に組み込むっていうのは、難しいものなのではないでしょうか。

○所管課 定期報告が出てきて、是正資料が必要な場合の件数を、目標値にするということですか。

○OB委員 目標値にするというか、この事業というのは、なかなか目標値が難しいものだと

思いますので、どちらかという、どれぐらい実施したっていうアウトプットで考えていただいたらいいかと思うのですが、どれぐらい指導したっていうのが入る、つまり余地があるのかどうかをお聞きしたいと思ひまして。

○所管課 指導内容、提出されたものに対してチェックをして、必要に応じて強弱をつけながら指導していくところなんですけれども、軽微なものから重いものまで、ちょっとそのさまざまな軽微なものを含めると、かなりの件数を使用しているという形になりますので、なかなかそのライン引きは難しいかなというのが現実ではございます。

○OB 委員 やはり、その指導というのが結構大変なんじゃないかなと思ひまして、だから、そのあたりはこれだけ頑張っておられるんだというところを見せるのも、一つ必要なかなと思ひまして聞きました。ありがとうございます。

○OA 委員 指導は、問題があるから指導なんですか。それとも、意図的なものというか、そのあたり教えていただけますでしょうか。

○所管課 そうですね、形式的と言っているものかどうなのか、ちょっと難しいところなんですけれども、やはり建物、その劣化していくものですので、建築物の劣化でいくと、簡単には直せないですね。けれども、長期的に見ると、良くなるだろうというところと、あとは、避難安全にかかわる防火の設備が作動しないとか、障害物があつて避難できないとか、そういった部分とのすみ分けを行いながらというような状況です。

○OA 委員 今の件はよく分かりました。そうすると、指導して改善する場合と、指導してもそのまま放置されている場合があるもんなんですか。

○所管課 そうですね、毎年、報告があるものだったりとか、あと3年に一度の報告というのは、厳密な追っかけというのはなかなかできてない状況が正直なところあるんですけれども、特に大きなものについて、何年もこうした状況がといったものは、ピックアップしたりしています。

○OA 委員 そこでね、質問なんですよ。つまり、今の話でかなり分かりました。そうすると、担当の職員数が少ないので、指導して、それを改善までフォローアップするのがなかなかできないっていう理屈は成り立ちますかね。

○所管課 正直、そういうところがあつて、私も長年この仕事に携わっているんですけれども、私が来たときは、書類を受け付けるだけの事務みたいになっていたところを、ちょっとこれでは具合が悪いらつというところで、中身にも突っ込んで、ちょっと指導していくようにはなつていっているんですけれども、ただ、やはり人数のところ、全て100%の確実なところまでというのは難しいというのが現状です。

○A 委員 ここからは素人の考えなんですけれども、東京の新宿の歌舞伎町の雑居ビルの火災で亡くなるという事件がありました。そうすると、やはりこれはすごく人の命にかかわることだから、すごく大事な話なんですよね。それを、枚方市役所で、ある程度責任もってやるためには、今の現状じゃあ、職員数が少なくてできませんよってという理屈も成り立ちますよね。そこら辺、ここがうまくこう、数字、あるいは指標に落とし込めないかなと思って、こんな質問を出したわけなんですけれども。

つまり、インプットがないので、アウトプットも出ない。もちろん、アウトカムも出ない。そういう理屈も成り立ちますよね。

今、この職員の数、体制では、この仕事自体もうちょっと突っ込んでやりたいとなったときに、現在、何人いらっしゃるんですか。

○所管課 課長入れても8人ですね。ただ、実際、ほかの業務もありますので、専任でやっているのは、担当は1人、係長は1人。

○A 委員 よくわかりました。大変なんですね。

○C 委員 この資料見まして、2ページ目の①の定期報告の事案で、これはつまりローテーションでやられてるんですか。

○所管課 そうですね。この年度は例えば場所を移動して、事務所系であったりとか、この年度は、共同グループであったりとか、年度でローテーションするものもあれば毎年度、報告をしなければならない設備もあったりとか。

○C 委員 これは、本当は毎年、ちゃんと全部見ていかないといけないけども、それを間引くということでしょうか。

○所管課 そういう意味ではなくて、一応、法律と、あとは枚方市の施行細則の中で定めているんですけれども、一般的に、建築物、大きなところにつきましては、3年に一度、あとはピンポイントでっていうような、建築設備とかエレベーターですね。そういったものは毎年やる。内容に応じて、1年ごとに見たりとか3年ごとに見たりとか。

○A 委員 そうすると、さっきの質問にまた戻るんですけれども、大体の仕事の量が、想像つくんですかね。今日、何件回らなきゃいけないとか、指導したところは、ちゃんとやってるかどうか確認しなきゃいけないとか。大体の、3年ぐらいのスパンで分かるんですか。

○所管課 報告対象の件数が、2、700件の年もあれば、例えば3、300件の年もあったりとか、ちょっとその辺の幅で、大体変わってきます。

○A 委員 それを、8人で担当して専門でやり直しを入れたり、無理ですよ。

○所管課　　もう一つ、そういうこともあって、これは法改正で、昭和45年時代から、この今の体制になっているんですけども、その直後、大阪府下で、財団法人、防災センターというところが出てきて、そういった仕事を先ほどのやったようなことをモデルにして、そこを大体、一時受付をしながら、我々は二次受付をするシステムで、大阪府下で回して、ということになります。

○OC委員　　3,000件ぐらいを受け付けて、それに対して、評価案件というのは何件ぐらい起こってくるのでしょうか。

○所管課　　全件に対して事務所のほうで順番に見ます。あとは、内容によって、同じペーパーの中で、特に重大なものに関しては、直接案件を押ししたりとか。そういったものが、年に数件とれるぐらいなんですけれども、そういったものは見逃さないというふうに取り組んでいます。

○OA委員　　やっぱり年度によってかなり数字がこう出てるっていうことなんですかね。ロジックモデルには、のりにくいですね。やっぱり職員さんの数、職員数がちょっと足りないという感じですよ。

○OC委員　　これって定期報告、紙でするわけですよ。書面で見て、判定というのは、どのようにしているのでしょうか。

○所管課　　細かく調査項目が決まっておりますので、それで3段階の判定結果が、ここでは正予定が幾つか報告はあるんですけども。

○OC委員　　これはもう紙ベースの方向で。

○所管課　　現在、紙ベースです。

○OC委員　　それこそ何か、3,000件のデータをスクリーニングをして、率の高いものを判定できたらと思いますが、人を使わない効率化っていうのは、考える意識はあるのでしょうか。

○所管課　　そうですね、これは国の統一の制度でもございますので、そういった動きも、今後出てくるのかなと思っているんですけども、それも電子化によって。あとは最後はどうしてもやっぱり人間が、こう判断していかないといけないものなどを見極めながらしていかないといけないかなと思っています。

○OA委員　　今やってらっしゃるお仕事というのは、例えば大学の法学部とか文学部とか出た人が、枚方市に採用されて、研修すれば、すぐできる、そういう感じのお仕事なんですか。

○所管課 やっぱり専門研修というのは必要なんで、ある程度の経験がないと。

○A 委員 その工学部とか理工学部とか出ている必要あるんですか。それは余りない。

○所管課 建築を学んできている人間が一番育てやすいというのがありますけれども。

○A 委員 今のおっしゃった話、ある程度ね、確かに専門知識が必要ですよ。だから、今まで図書館にいましたっていう人が、いきなり来たところで、これは務まらないでしょうねえ。

○C 委員 定期報告は、どこの自治体も同じフォーマットで、同じ方法ですか。

○所管課 原則的にはそうです。大阪府下は府単位でやってまして、他の都道府県も、恐らく都道府県単位で、ある程度のそういう方法でやっていると思います。

○C 委員 やればますます恐らく集中化をして、大阪府下、一定、同じフォーマットで全部データを開いて、それで、いろいろな経験値からこういったものはデータが高いということ、定量化をして、その情報を返して、その分析結果をもとに、動かれる地域がある。だから、共有のほうがよりマッチするのは、指定していったと思いますけれども。

○所管課 この辺がちょっとこのロジックモデルをこう、どう設定してよいのか。

○A 委員 枚方で事業をもっているんだけど、オーナーは全然違うところの人だと。青森県とかですね。そういうことはあり得るわけですよ。

○所管課 ございますね。

○A 委員 そうすると、その人がちゃんと気をつけて見るほうが、何か安全なメンテナンスやってるかどうかとか、これは大阪のルールでやる。

○所管課 そうですね。

○A 委員 そしたらやっぱり大阪のルールでこうなってますよということはある程度熟知されていれば、いけちゃうなという感じですよ。

○所管課 基本的には、その建築の資格をもった調査員に調査を任せるというのは定まっておりますので、オーナーさんが、今、大阪のをやるのはいけます。

○B 委員 一つよろしいですか。ロジック番号、二つに分けていただいているんですが、

その予算とかは、その1と2に分けては捉えてられるのでしょうか。その投入量というか、人件費であるとか、この1と2で分けては捉えられるのでしょうか。

○所管課 ここでは合わせています。防災指導事業という大きなくくりの中で。

○OB委員 はい、わかりました。

○事務局 二つに分かれているけれども、あえて分けるとしたらそれは技術的に可能なかどうかという、そういうことかと思いますが。

○所管課 職員でいうとなかなかきれいに分けることは難しいなと思います。

○事務局 それこそ思い切ってで0. 何人とか分けるというのはできますか。

○所管課 1人の人間がいろんな業務をやっているというのは現実です。

○OB委員 はい、ありがとうございます。

○OC委員 タイミングとしては、向こうがやってきた場合にのみ、発生するっていう。

○所管課 そうですね。

○OC委員 そこは当初案ということなんで、建築が2, 700万。

○所管課 その2, 700というのは誤植でございまして、ロジック番号1の数字がそのまま入ってる、正しくはは8、目標が8であるという。

○OC委員 これは8件未満の。

○所管課 これは、エレベーター、エスカレーターで事故があった場合に、報告を受けて、あれば原因究明というか、再発防止策をするものであるんですけども、大阪府の委譲事務でございまして、府の条例になると、年間10件程度ということで、このようになって、実際出てくるビルも、平均値で7件から8件程度になっているかと思います。

○OC委員 少なければ少ないほどいい。

○所管課 そうですね。その目標としては、これは本当に0になるのが一番いいんでしょうけども、なかなか事故があったものに対して、きっちり報告を受け付けて、対策をしてほしいというところはあります。

○OC委員 ここでは、ロジックの1と2のところって、この1番目にくる定期検査、定期

報告になって、それに対して指導を行って、しっかりと安全確認をすると。その答えと
いいますか結果として、このロジック2のほうのこの受理件数を少なくするというふう
につながっているかどうか、ちゃんとできているかという答えがここに出てくる形になる
ということでしょうか。

○所管課 本来の目的は、そういうところもあるんですけども、ただし、現実的に、
エレベーター自体の不具合で、出てきた部分というのは、ほとんどない。どちらかと言
うと、ユーザー、使い手のちょっと不注意というか、そういう事故がほとんどで、使い手
に対する啓発、そういった話に回っているのが実情かなと思います。

○OC 委員 エレベーターが閉まろうとしているのを無理やりこじあけるといったようなこ
とですか。

○所管課 そうですね、エスカレーターが一番多いんですが、カートに乗ったまま上
がろうとしたりとか、あとは高齢者の方が、ちょっと気分が悪くなって倒れたのが、た
またまエスカレーターの上であったりとか、そういった部分の報告が上がっているのがほと
んどです。

○OC 委員 そうするのは除外をした上で、本当に純粋な機器の故障として、トラブルとい
うものを、いかになくせるかというのが、枚方の目標ですか。

○所管課 そうですね。

○OA 委員 そうすると、平時のプランの目標みたいなのと、緊急事態の目標っていうのは、
別に考えるっていうのはどうですかね。つまりいろいろな事故が起きて、あるいは事故に
いかななくても、アクシデントにいかななくてもインシデントぐらいのがあって、これを抑制
するみたいな目標効果が挙げられて、まあ、いろいろやりますよって言ったときに、とて
もじゃないけど、今の人員の体制では無理だと。こういうストーリーみたいなのはつくれ
ませんか。

インシデント報告なんていうのは上がってこないでしょうね。病院じゃないから。ちょ
っとヒアリハットなんていうのは、なかなか。

○所管課 そうですね。

○OA 委員 結局はだから、この人数の体制で、1年間、どれぐらいの件数を処理してい
くか、という話と、事故にどれぐらい対応をうまくできているかっていう話が、論理的につ
ながらないと思うんですよね。それは無理だと思うんですよ、私自身はね。日常的に事故
がいっぱい起きてて、それを何件減らすかと、交通事故とかですね、あるんであれば、そ
れは論理的にやれるんでしょうけども、どうもソフトのお話と聞いてると、違うんですね。

これ、どうですか。今の人数を倍ぐらいに増やしたら、もうちょっと仕事はバンバンで

きるとか、そういう話なんですか。

○所管課 そうですね。そうなりますと、やり方をどうするかというところなんですけど、今、人数なりのやり方をしているところで、大分、効率化も、我々のほうでも努力はしておりますので、今のところ、次、どうしてもこれをしたいたとか、これは大変とか、っていう部分までは至ってないです。

やり方は大分、効率化は図ってきているつもりで、まあポイントを押さえて、そういうところは、かなり思っています。

○A 委員 わかりました。ありがとうございます。

○事務局 それでは、そろそろ時間もきましたので、これでヒアリングのほうは終了させていただきます。

なお、また評価員より追加の質問や資料提出の依頼がございましたら、事務局より所管課にお知らせいたしますので、対応のほどよろしく願いいたします。

(所管課退室)

(所管課入室)

<道路河川整備課>

○事務局 それでは、ヒアリングを始めさせていただきたいと思います。

所管課は、10分以内で対象の事業の概要等についての説明をお願いいたします。

その後、評価員より質疑がございますので、回答をお願いいたします。よろしいでしょうか。それではお願いいたします。

○所管課 それでは、長尾杉線の事業概要を説明いたします。よろしく願いいたします。

二つ折りの資料を見ていただきたいと思います。

こちらに書いていますけれども、枚方市のこの道路整備状況というところですね。道路のほう、つくっているところですので、このような形で黄色で塗っています。まず左側が、ご殿山小倉線であったりとか、下にある中振交野線だったり、右上の東部になってきます。牧野長尾杉線、そういう形で、道路の都市計画道路を整備している事業内容になっています。

そして、この今回対象になりますのが、東部の長尾杉線というところになります。そして、こちらのパンフレットの図面を見ていただくと、1枚目のところですね。赤丸で塗っているこの東部の東の中ほどに書いてある東部地区に該当いたします。さらに1枚めくっていただくと、こちらに書いてます左手は牧野長尾線というところが書いてあるんですけども、今回対象になりますのは、真ん中に大池っていう大きな池があるんですけども、池のほうからずっと西へ、第二京阪道路を通りまして、下の国道307号線までずっと続いていく道路なんですけれども、これが長尾杉線という道路ですね。1750

メートル道路がある。この道路につきましても、工区を長尾工区と杉工区と分けてですね、一斉に整備をしていくという形で、整備のほうを進めていく事業になります。

それで、この道路を設置することによって、どのように効果があるかというのを、この資料の裏側に効果1、2、3と書かれております。

そのうちまず、左上から見ていきますと、ここの道路ですね、通学路の確保ですね。こういった今はすごい狭い道を通っています。交通が密集してるということですね。ですので、こういった安全対策の道になりますよということですね。

次に、右上に効果2って書いてあるんですけども、これまでの21号線ですね、今現在では、効果の2の位置図の下側に黄色の丸と、バツェン丸の記しが入ってある場所があるんですけども、交差点になっておりまして、ここが大渋滞を起こしておりまして、この場所が、先ほどの307号線、第二京阪道路、交通渋滞で検討している渋滞ですね。長いところでは1,000メートルとかという場所も見受けられます。これを整理することによって、この辺には、府道も通っておりまして、枚方高槻線も通りますね。こういった大きな役割を果たすような道路になります。そういう点で渋滞解消、防災機能も向上するということになります。

それで、効果3、左側ですね。見ていただきますと、物流拠点、防災の拠点としても発展するといった、こういった効果も大きく出てまいります。これは東部の課題ですね、西側に離れたこういった物流の地域のやっている地域もありますけれども、新しくできる新名神高速道路とのアクセスもうまくいくようになります。そういった地域でも、評価できる、そういう大きな効果が賄えるようなこういった道路を整備していくような形になってまいります。

今、実際の進捗状況に関しましては、昨年度まで現地測量であったり、詳細設計のほうもやっておりました。今年度初めて、こういう現場のほうも、ここでいいますと、国道307号線、一番南側になるんですけども、この部分以降を工事のほうを進めていくような形で、R2年度から工事を進めまして、現場に入って、R5年度に、この長尾工区、杉工区等を整備ができるという形ですね。進めていくという状態です。

簡単でございますが、概要の説明は以上です。

○事務局 それでは、どうぞ、質問がありましたら、順次をお願いしたいと思います。

○OA委員 工事は、当初の予定どおり順調に進んでいるんですか。

○所管課 そうですね。計画どおり進んでおりまして、準備させていただいて、地域のほうも用地買収も終わりました、了承を得た中で取り組んでおります。

長尾杉線のパンフレットの中の杉工区になると思うんですけども、当初は杉工区の国道307号側から工事着手するという予定だったんですけども、今年度、この予定どおり工事着手はするんですけども、財源ですね、国の補助金いただいてやっていますが、要望した補助金がないところもあって、実際にやる延長は、当初よりは若干制限をさせていただいているのはあります。

OB 委員 そもそも話、国道1号とその国道307号で、結構渋滞があるところが結構多いというお話だったんですけども、あそこは第二京阪と国道1号が並行して入ってきていると思うんですけども、その国道1号のほうは、確かに何か結構渋滞があるなというイメージがあるんですが、そこから、その第二京阪にも影響しているような状態になっているんですか。

○所管課 実際に、先生がおっしゃられた第二京阪が有料道路部分でして、下が国道、実は有料道路も国道1号なんですけれども、あえて有料部分と一般部でわけさせていただくと、特段下道を一般ルートさせていただくところは混んでいます。

枚方東線というインターがありまして、大阪方面からずっと高速道路を通ってきて、枚方東線でおりましたところが混みます。

OB 委員 ありがとうございます。よくわかりました。

アウトプット、アウトカムの話をしていただくんですけども、今、アウトカムのほうで、この事業全体の進捗率っていうのを上げていただいているんですけども、これって、市単独でこれを何らか上げたり下げたりすることができるものなのか。結構外部の要因が大きいものなのか、教えていただけますでしょうか。

○所管課 これは事業費が大きく影響します。こういう道路整備事業で課題というか、まず、事業費の確保、その次に用地の確保、用地買収ですか。三つ目が地域の合意という、当面そういうのはこの三つに限られるんですけども、この長尾杉線については、おおむね用地買収完了してまして、やはり今後進めていくこの課題は、ほぼ事業費で、問題はあと、ふつうに何万という合意形成でというのはあります。ある程度は事業費かなと。

OB 委員 はい、ありがとうございます。

OC 委員 事業費というのは、今後入札する過程でプラスになりますので、さらに膨らんでいくという理屈があるという感じですか。

○所管課 当初予算を要求するときに、先ほど申しあげました国の補助金が、いつ出てくるか分からないといった財源確保の問題があります。

OC 委員 今年度になれば、改めて予算要求しておられることはあるのですか。

○所管課 令和元年度の予算要求する中で、国にある程度多く要請するんであれば、歳入も多く検討していく。4月、来年度の4月1日になると、国から、枚方は幾らですよという、そういう条件もそれも必ずしも要望どおりには多くではない。

OB 委員 1点いいですか。そうすると、アウトプットに、各年度における計画整備延長距離って書かれているんですが、この計画整備延長距離っていうのは、その当初の費用、国

から入ってきたもので計画されている距離ということかと思いますが、実績のほうが、結局国からお金がこなかったら、これだけしかできませんでしたよってということになるんですね。

そうすると、なかなか枚方市さんのほうで何とかできるものだと言いつつ、結局は国の補助金次第ということですね。

○A 委員 そうすると、アウトカムはちょっと置いて、アウトプット自体もコントロールできないので、仮にロジックモデル的にインプット（アクティビティ）、アウトプットとやった場合に、まあ絵に描いた餅になっちゃうかも。でも、まあそういうことなんでしょうね。

○所管課 国から補助金は、要望通りに来ないですけども、恐らくこのぐらいはもらえるかなというのを若干は、加味した上で計画をたててます。最近、今回、コロナもありますので、少しよめないところがあります。

○A 委員 もともとこの事業っていうのは、昔からあるんですか。最近出てきたんですか。

○所管課 都市計画道路のおおむね、昭和の30年代に。

○A 委員 そんな昔からあるんですか。

○所管課 都市計画決定されたものなんですけれども、ただ、その長尾杉線に関しては、珍しいんですけれども、平成29年度に都市計画決定されて、それ以外は、ほぼほぼ、昭和の30年代、40年代、若干の変更とかはあるところはあると思いますが、ここに関しては、地元の要望も強くて、どうしても東部地域の課題が起きた、このシンボルマークついているところが、府内でも有数の渋滞発生箇所として、県とか府とか、警察とかでついている撲滅対策協議会というのがあるんですね。そこでもピックアップされてる交差点で、ここは。こういう交通渋滞の解消という課題があったので、長尾線は29年度に設定されました。

○A 委員 このあたりはどうなんですか。例えば幼稚園とか小学校があつて、それが非常に危険だという認識の場所なんですか。

○所管課 これ実際、今回、長尾杉線のご説明なんですけれども、長尾杉線と牧野長尾線が相まって効果を生ずる事業として、今、長尾杉線だけで言うと、おおむね渋滞解消がメインになります。あと、防災ですね。（以下、手持ち資料を指しながら）ここの、ここの住宅地、今まで災害があると、ここしか抜け道がなかったんです。今、先生おっしゃいましたように、通学路というのが、ここに一応住宅地があつて、小学校はここにあるんですね。ここの児童さんは、ここの住宅地の中を抜けて、こういうルートで今、通学されております。この辺のかなり狭いところで、交通量の危ないのを、長尾杉線ではないん

ですけれども、牧野長尾線、こっちの道路ですので、両側に大きな歩道が立っています。こういう通学路をこっちに振り替えることによって、安全の確保ができるというのが、これは牧野長尾線がメインになっているから、こっちは長尾杉線ですので、若干は、そうですね、こっからまた歩道を使ってこういうルートも確認できると思うんで、その辺の安全の確保というのが、多少、お金がかかるのかなと。

○A 委員 これまで枚方は、昭和の時代から都市計画があつて、この辺は住宅地開発するという計画があつたわけですよ。この計画どおり家が埋まってきて、当然、人口が増えて、そうすると、将来的には道路はやっぱり不足する、渋滞が発生するっていうことは予測できたにもかかわらず、やってこなかったと。

○所管課 ここは、生活道路で、道路のラインだけはしてるけれども、この住宅地までの都市計画はないです。

ただ、道路の機能でいうと、まちづくりを誘導する機能というのがありますので、都市計画で道路つくって、開発して、3年間でいけるところはたくさんあるので。

○A 委員 言い方はあれですけど、市が想定する以上に、住宅が広がったっていう可能性もありますか。

○所管課 そうかもしれないです。

○C 委員 アウトカムの件に関しては、現状は進捗率になっています。道路っていうのは、やっぱりちゃんと1本できて初めて、そのいろいろな効果というのが発現するので、単年度でどれだけそのアウトカムきちんと整備できるのかというのは、ちょっと思っているんですけれども、その一方では、国とかに補助金出してもらう際には、ちゃんとアウトカムというのを設定して、そういったもので別に補助金出す、出さないという意思決定っていうのはあると思うんですけど、国の基準とかっていうものを考慮するというような加減ができないんでしょうか。

○所管課 国の基準も、いろいろありまして、大阪府都道府県以上は、一定の事業効果っていうのは求められるんですけども、普通の補助金事業は、国の採択の中で住宅地までは求められてないというか、私たちは国にある程度、そのリーダーシップも期待しています。

○C 委員 それも、ちゃんと完成したときに、これだけの効果が、何というか時間の短縮効果というか、が出るっていうことですかね。

○所管課 検討した年次は10年になるんで、そこから供用開始までの間がいわゆる効果となっておるのも、そこから便益が発生します。今で言うと、平成26年度に検討したんで、それを基準年として、ふつうに開始を平成36年、令和6年度で実施して、今の

事業が入っていることから、その辺で事業開始時期が遅れますと、便益としてはとんでもない数字が出てくると思います。30を超えているので。

○C委員 つまり高いんですね。

○所管課 はい。もうこれだけこの交通集中の段階で、時間短縮便益は、交通量がかなり多い、この通過時間がかかりかかっているというので、どうしても効果が大きい。

○A委員 30ですか。すごい数字ですね。

○所管課 1.0、そのうち1.5は欲しいかなというところが、30とかでして。

○A委員 それでも、なかなか国の補助金はつかない。

○所管課 そうですね。

○A委員 これ災害とか、何か、そういうふうに絡める方法ないんですか。

○所管課 ただ災害ごとに、今、国土強靱化っていうのに、エントリーはされてございます。避難経路を訴えて、今年度か来年度からと、その取り組みというお話もある。どんな風に紹介されるのかはわかりませんが。

○C委員 これって、どの距離をされてるんですか。

○所管課 今、考えているのは、ちょうどこの長尾杉線です。

○A委員 しかし、一応数字データ指標を出すとしたら、当初の計画からどれぐらい遅延してるか、それによってどれぐらいの迷惑が住民にかかるかみたいな、そういう工夫があってもいいかもしれないですね。そういう危機感を市役所全体で共有してもらいたいな。でも、災害が多いところですか、洪水とか。

○事務局 直近でいきますと、先般の大阪北部地震、これは枚方と高槻ですかね。結構、大阪府内でも一番震度の被害は大きかったと思います。その次は、台風ですね、これは、枚方だけじゃないとこかと思えますけども。

○A委員 結構災害あるってことですね。

○事務局 そうですね。

○A委員 リスクが結構あるので、それに備えたいみたいな。今は確かに、国土強靱化つ

ていうのがありましたね。

○事務局 そうしましたら、質問も出尽くしましたので、これでヒアリングは終了したいと思います。

なお、また追加の質問や資料提出の依頼等がございましたら、事務局より所管課にお知らせいたしますので、対応をお願いしたいと思います。

それでは退室ください。お疲れさまでした。

(所管部署退出)

○事務局 それでは、本日のヒアリングは以上でございます。

本日のヒアリングの内容、進行へのご要望などございましたら、ご意見いただければと思うんですが。

(意見なし)

よろしいですかね。また随時、お気づきの点がありましたら、メール等でご連絡を頂戴したいと思います。

次回は23日の金曜日2時半と、ちょっと間が空きますが、場所は本日と同じ、この場所でさせていただきたいと思います。

それでは、もう、一旦、進行のほうを座長にお返しさせていただきますが。

○座長 了解しました。お疲れさまでした。本日はどうもありがとうございました。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、本日の評価員会議はこれで終了させていただきたいと思います。

ありがとうございました。